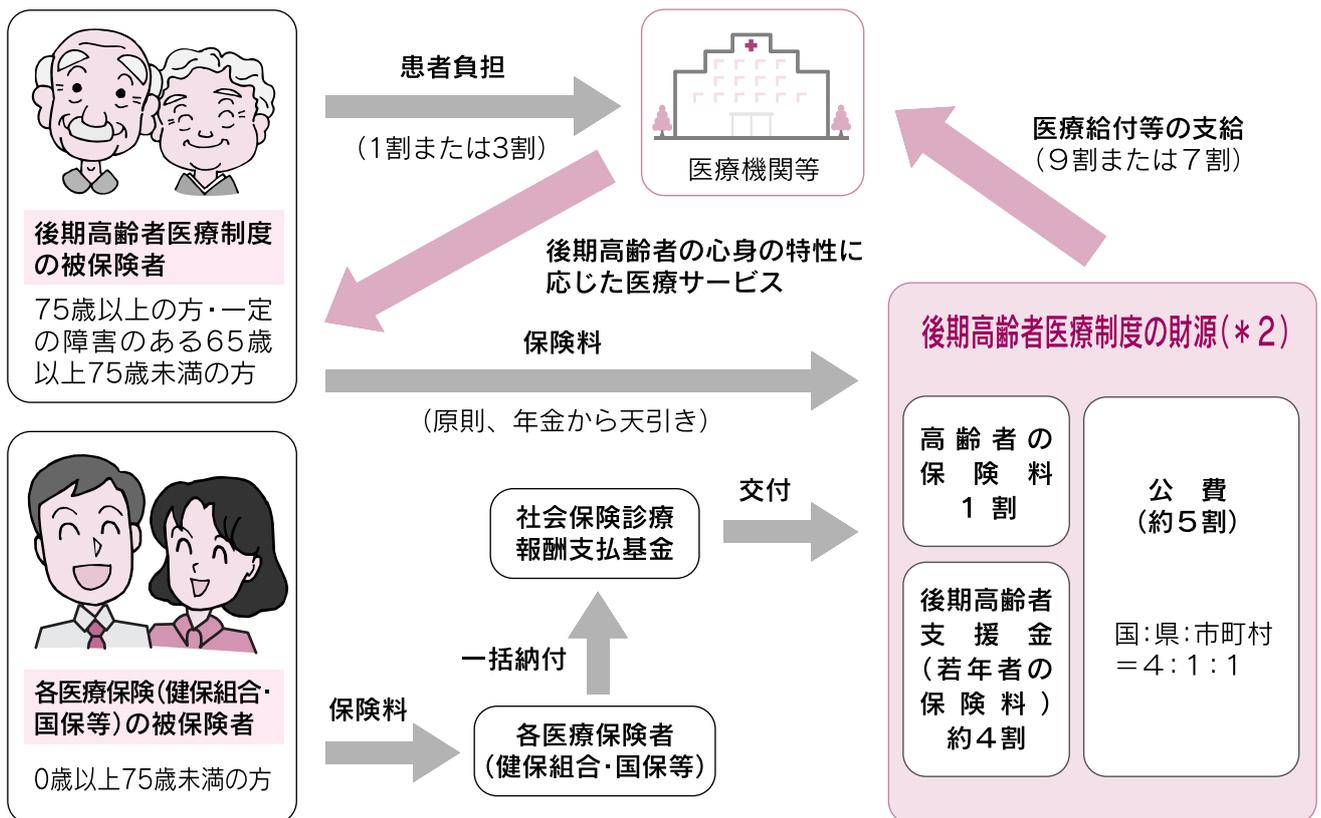


老人保健制度で医療を受けている方へ 平成20年4月から 新しい後期高齢者医療制度が始まります！

◆後期高齢者医療制度6つのポイント

- ①75歳以上（一定の障害がある場合には65歳以上）の方が対象となります。
- ②平成20年3月に新しい保険証が1人に1枚送付されます。
- ③医療機関窓口での患者負担は、現在の老人保健と同様に原則1割負担、現役並み所得者(*1)は3割負担となります。
*1 課税所得が145万円以上の70歳以上の方及び老人保健で医療を受ける方がいる世帯の受給者。
- ④保険料は、原則、年金からの天引きとなります。（年額18万円以上の年金受給者の方）
* 茨城県後期高齢者医療の保険料は、平成19年11月ごろに決定する予定です。
- ⑤後期高齢者医療制度の運営は、県内全市町村が加入する広域連合が行います。
- ⑥各種申請等の窓口業務、保険料徴収業務は今までどおり市町村が行います。

◆後期高齢者医療制度の運営のしくみ



*2 後期高齢者の医療にかかる費用のうち、皆さんが医療機関窓口で支払う患者負担を除いた分を、公費（国、県、市町村）が5割を負担、現役世代からの支援（若年者の保険料）が4割を負担し、残りの1割を後期高齢者の皆さんから保険料として納めていただきます。

茨城県後期高齢者医療広域連合

〒311-4141

茨城県水戸市赤塚1丁目1番地ミオスビル1階

☎ 029-309-1211

Fax 029-309-1126